

# 平成28年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成28年6月14日(火)

東洋町議会

余 白

## 平成28年第2回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成28年6月14日(火) 午前9時00分宣告  
出 席 議 員 (7名)  
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君  
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君  
3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君  
5番 武山 裕一 君 7番 田島毅三夫 君  
欠 席 議 員 (1名)  
6番 小野 正路 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君  
副 町 長 光本 速雄 君  
会 計 管 理 者 川田真由美 君  
教 育 長 奈良崎幸一 君  
総 務 課 長 生松 克祐 君  
税 務 課 長 安岡 良仁 君  
住 民 課 長 光本 孔士 君  
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君  
教 育 次 長 藤村明美智 君  
地 域 包 括 支 援  
セ ン タ ー 事 務 局 長 蛭子 浩久 君  
総 務 課 長 補 佐 大坪 靖幸 君  
住 民 課 長 補 佐 田岡いずみ 君  
税 務 課 長 補 佐 小池 昭平 君  
産 業 建 設 課 長 補 佐 手島 憲作 君  
代 表 監 査 委 員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 長崎 正仁  
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程  
議事のてんまつ  
会議録署名議員

別紙のとおり  
別紙のとおり  
2番 平山 照生 君 3番 高畠 俊彦 君

## 平成28年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成28年6月14日(火) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 承認第2号 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第4] 承認第3号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第5] 承認第4号 専決処分事項「平成27年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第6] 承認第5号 専決処分事項「平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第7] 承認第6号 専決処分事項「平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第8] 議案第32号 東洋町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第10] 議案第34号 平成28年度東洋町一般会計補正予算(第1号)定めることについて
- [日程第11] 同意第2号 認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定

農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについて

[日程第12] 報告第1号 平成27年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書

[日程第13] 委員会報告 総務教育民生常任委員会

平成28年第2回東洋町議会定例会 平成28年6月14日 火曜日  
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は7名であります。

これより、平成28年第2回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決処分事項条例2件及び補正予算3件、条例2件、補正予算1件、人事1件、報告2件の計11件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、小野正路君からケガ治療のため、本日欠席届が提出されております。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から、平成28年2月から5月分の例月出納検査の結果報告、また、地方自治法第199条第9項の規定により、4月27日に実施した定期監査の報告書について、お手元に配布のとおり提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。本日、平成28年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙のところ、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会での提出案件でございますが、専決事項の承認案件5件、平成28年度の補正予算案1件、条例改正案2件、同意案件11件、報告事項1件まで、合わせて20件を予定をしているところでございます。適切なご審議とご決定をお願い申し上げます。提案理由に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。

最初に、海の駅の収支見込みについてでございます。再オープンから3年目を迎えております、海の駅の平成27年度1年間の収支見込みについて、ご報告を申し上げます。売り上げ総額は、物販、食堂を合わせて1億6

100万円、利用来客数は、延べ17万400人となっております。対前年度比は、それぞれ13.5パーセント、10.4パーセントの伸びとなっております。3年目で18万人という初期計画での目標数値は、本年度達成可能ではないかと判断をしているところでございます。少しずつ備品類も充実させておりますが、必要経費を差し引いた収支は780万円余の黒字となる見込みであります。従業員の努力と、町民の皆様方のご理解、ご協力により、順調に推移していると考えております。

次に、新制度による農業委員の選任についてでございます。平成28年4月1日から施行されました、農業委員会の委員の選任方法につきましては、従来の公選制から議会の同意を得て、市町村長による任命制へと移行されております。本町の農業委員の任期は8月24日に任期満了となるため、公募により農業委員の選考手続きを進めてきたところでございます。選考要件といたしましては、認定農業者が委員の過半数を占めなければならない。委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。という諸要件を考慮いたしまして、今回、新制度に基づきます農業委員の同意人事案件を提出させていただいております。適切なご決定をお願い申し上げます。

続きまして、平成27年度決算見込みについてご報告いたします。平成27年度の各会計の決算見込みについては、一般会計と住宅新築資金会計とを合わせました普通会計ベースでございますけれども、歳入歳出決算は翌年度へ繰越すべき財源2052万円を除きますと、実質収支額は、1450万円の黒字となる見込みとなっております。

また、27年度末基金残高でございますが、何とか基金取り崩し予算額を執行せずに決算を迎えております。対前年度より、7400万円の積み立て増といたしております。しかしながら、平成28年度一般会計当初予算では、3億9800万円を、すでに財源不足として基金繰り入れを計上している状況でございます。7月の交付税確定までは、慎重な財政運営と事業選択をしていかなければならないと考えているところでございます。

また特別会計では、住宅新築資金会計を除く全会計は、黒字決算となる見込みでございますが、国民健康保険特別会計では、本年度も法定外繰り出しといたしまして、4千800万円余を一般会計から赤字補填として負担している状況となっております。

政府は、2019年10月まで消費税引き上げを再度延期する決定をしておりますけれども、喫緊の課題であります介護保険制度や国保制度を含む

社会保障制度改革に必要な財源不足の問題は、先送りされた形となっております。今後の国による制度見直し、財源の確保については、懸念せざるを得ない情勢となっております。

最後に、現在の訴訟状況について、ご報告いたします。5月18日に、生見避難タワー建設の件と、ヘリポート用地取得の件の2件については、高松高裁での控訴審で、一審と同様に棄却の判決が出ております。原告は2件とも上告するというご様子でございまして、確定までには至っていないという状況でございます。

また、現職の町議会議員が原告であります、平成25年度緊急雇用の芸東森林組合への委託補助金、交付決定の取り消し訴訟でございしますが、一審は、5月20日の第2回目の公判で結審となっております。6月24日が判決日となっております。判決文につきましては、これまでどおり、その都度、議会議員にも配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、6月定例会におけます行政報告とさせていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、2番、平山照生君、並びに3番、高島俊彦君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。  
高島議会運営委員長。

議会運営委員  
員長

(高島 俊彦議会運営委員長)

皆様おはようございます。

平成28年第2回定例会議会運営委員会の報告を行います。

6月8日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日14日から、6月17日金曜日までの4日間とする。運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日14日の本会議散会后から、委員会及び議案審査のため休会、17日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分間とする。また、執行部の答弁時間も40分間とする。議案質



疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。なお、人事案件については、質疑、討論を省略し、直ちに審議、採決とする。

次に、反問権を試験的に導入するものとし、質疑、質問に対し、執行部側に反問権を与えることとする。なお、反問権については、質疑、質問回数及び時間は含めないものとする。一般質問の通告期限は、15日水曜日正午まで、議案質疑の通告期限は、15日水曜日午後5時までとする。給食費の無償化を求める請願意見書については、総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定しました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月17日までの4日間としたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(自席より、異議なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月17日までの4日間と決定しました。

日程第3、承認第2号、専決処分事項 東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、日程第11、同意第2号、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについての9件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案申し上げます。

承認第2号でございます。東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1

項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成28年6月14日提出でございます。

提案理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律等及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成28年3月31日に交付され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、本町の税条例の一部改正を平成28年4月1日に専決処分させていただいております。

おもな改正内容は、市町村民税において修正申告等の提出があった場合の延滞金の計算方法の改正や、軽自動車税の環境性能割の創設などを改正をいたしております。なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

承認第3号でございます。専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成28年6月14日提出でございます。

提案理由でございます。本条例につきましても、地方税法等の一部を改正する法律等が平成28年3月31日に交付され、平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の国保税条例の一部改正を平成28年4月1日に専決処分をさせていただいております。

今回の改正は、国保税の基礎課税額の限度額の引き上げ、国保税の減額措置に係る軽減判定の算定方法を改正しております。なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

承認第4号でございます。専決処分事項、平成27年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成28年6月14日提出でございます。

提案理由でございます。3月議会終了後に、各種交付金、国及び県支出金、特別交付税等の確定に伴いまして、平成28年3月31日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ1億8679万2千円を減額し、歳入歳出それぞれの総額をそれぞれ28億7867万7千円と定めております。歳入では、地方譲与税、各種交付金、地方交付税を増額をいたしまして、国及び県支出金、繰入金、町債などを減額しております。歳出では、人件費、繰出金及び各種

事業については、事業の確定によりまして、それぞれ減額し、施設等整備基金積立金を増額をいたしております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、承認第5号でございます。専決処分事項、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成28年6月14日提出でございます。

提案理由でございます。3月議会終了後に、国及び県支出金等の確定に伴いまして、平成28年3月31日に専決処分させていただいております。歳入歳出それぞれ2880万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億1670万千円と定めております。歳入では、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金を増額をいたしまして、繰入金を減額しております。歳出では、総務費、保険給付金、予備費を減額をいたしております。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

承認第6号でございます。専決処分事項、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成28年6月14日提出でございます。

提案理由でございます。これも3月議会終了後に、繰入金等の確定に伴いまして、平成28年3月31日に専決処分させていただいております。歳入歳出それぞれ1440万千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億8975万4千円と定めております。歳入では、保険料、繰入金を減額しております。歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費、予備費を減額しております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

11ページでございます。議案第32号、東洋町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。平成28年6月14日提出でございます。

提案理由でございます。旧名留川小学校跡地の敷地に、災害時に必要となる食糧、生活必需品、防災資機材等の物資を備蓄し、供給することを目的とした野根地区防災備蓄倉庫が完成しましたので、施設の管理条例に追加するため改正しようとするものです。なお、内容につきましては、総務

課長が説明をいたします。

議案第33号でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成28年6月14日提出でございます。

提案理由でございます。地方公務員法が一部改正をされまして、平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、級別職の分類表を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

13ページでございます。議案第34号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年6月14日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2886万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ27億7933万6千円とするものでございます。歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金を計上をいたしております。歳出では、財政調整基金積立金、公用車購入費、白浜海水浴場駐車場防犯カメラ購入費、環境制御技術導入加速化事業費補助金、野根川再生計画委託料、新規漁業就業者支援事業費補助金などを計上をいたしております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、14ページでございます。同意第2号でございます。認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについて、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第1号の規定により、議会の同意を求める。平成28年6月14日提出でございます。

提案理由でございます。平成28年8月25日付の農業委員の任命に伴い、認定農業者が過半数を占めることになっており、その要件を満たすことが困難な場合には、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に掲げる認定農業者等に準ずる者とするについて、議会の同意を求めるものであります。なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

おはようございます。私の方からはですね、承認第2号と承認第3号について、ご説明をいたします。

まず、承認第2号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布されまして、平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の税条例等の一部改正を平成28年4月1日に専決処分をさせていただいております。改正条文につきましては、議案関係資料1ページから23ページまでとなっております。説明につきましては、新旧対照表より主な改正内容についてご説明をいたします。

新旧対照表、まず、1ページでございます。第18条の2では、行政不服審査法の改正により、不服申し立ての手続きが廃止をされまして、審査請求に一元化されることに伴いまして、不服申し立てを審査請求に改める改正をいたしております。次に、1ページの下段、下の方からの19条、納期限後に納付し、または納付する税金または繰入金に掛かる延滞金から7ページの下段でございます、第50条、法人町民税に係る不足税額の納付手続きについてまでですが、それについて一括してご説明をいたします。

この改正は、申告後に減額更正がなされ、その後増額更正または修正申告があった場合、納付すべき税額の納付日から増額更正までの期間を延滞金の計算期間から控除する改正をしております。この改正につきましては、平成29年1月1日以降の期間に対応する延滞金に適用されることとなります。次にちょっと戻るんですけれども、新旧対照表の3ページの中段でございます。第34条の4では、法人税割の標準税率および制限税率が引き下げられることに伴いまして、本町の法人税割の税率を100分の9.7から100分の6.0に3.7パーセント引き下げる改正をしております。この法人税割の標準税率は、消費税8パーセント導入時に12.3パーセントから9.7パーセント引き下げられております。今後、消費税10パーセント導入時には、9.7パーセントから6パーセントに3.7パーセント引き下げられる改正をしております。この引き下げられる税率分については、国税に移行されまして、地方交付税の原資となりまして、市町村に交付税として交付されることとなります。また、市町村分の法人税割の減収分は、地方債で措置をされることとなります。

次に、11ページでございます。11ページの中段の第80条から20ページの第91条までにかけてまして、平成28年度の税制改正によりまして、大幅な軽自動車税の改正がなされております。今回、大きく2つの軽自動車

税の改正がなされております。1つ目は、自動車取得税の廃止により、新たに軽自動車税の環境性能割の規定が設けられることとなります。この、環境性能割は、平成29年度から創設されることとなりますが、当分の間は高知県が賦課徴収することとなります。また現在、軽自動車などに講じられております、ハイブリッドなど燃費性能が優れた自動車の税率を軽減するなどのグリーン化特例につきましては、1年延長されまして、平成28年度分まで摘要されることとなります。

次に、2つ目の改正としまして、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する改正をいたしております。名称変更となった軽自動車税種別割については、平成27年度同様、28年度も引き続き市町村が賦課徴収することとなります。

先般、消費税の10パーセントへの引き上げ、および軽減税率制度の導入時期を平成31年10月に延長される旨が、新聞報道等で発表されております。今回、専決処分で条例改正されました法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資に繰り入れすることや自動車税、自動車取得税の廃止に伴う環境性能割の創設などが今後、消費税の増税延期により、延期されることが考えられております。国におきましては、消費税増税の再延期に必要な関連法案がこの秋の臨時国会に提出される見込みでありまして、新たな法律の改正により、本町の税条例の見直しが想定されるところでございます。以上です。

次に、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてご説明をいたします。

本条例につきましても、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に交付され、平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の国保税条例の一部改正を平成28年4月1日に専決処分をさせていただいております。改正条文につきましては、議案関係資料の24ページから25ページに掲載をされております。説明につきましては、別添の新旧対照表によりまして、主な改正内容についてご説明をいたします。

新旧対照表の31ページをお願いいたします。まず、第2条第2項では、国保税の基礎課税額の限度額を2万円引き上げ、54万円としております。第3項では、国保税の後期高齢者支援金と課税額の限度額を2万円引き上げ、19万円としております。今回の改正よりまして、1年間の国保税の最高税額は4万円引き上げられまして、89万円となります。次に、新旧対照表の31ページの下段から、32ページの中段にかけて、第23条の改正でございます。第23条では、国保税の減額措置に係る軽減判定の算

定方法の改正をしております。この国保税の減額は、前年度の所得が低かった世帯に対しまして、国保税の一部を減額する制度でございます。軽減は2割、5割、7割軽減がありまして、その年度の均等割と世帯割額を各割合で割引することとなっております。今回、この軽減判定の算定に用いる軽減判定基準額の改正をいたしております。5割軽減では、基準額の算定に用いる額26万円を26万5千円に、7割軽減では、基準額の算定に用いる額47万円を48万円に改正をしております。この改正によりまして、各軽減される世帯の対象世帯が広がりまして、低所得者に手厚くする改正となっております。

次に、32ページの下段でございます。25条の3では、国保税の減免申請の期限を延長する改正をいたしております。現行の申請期限は、納期限7日までとなっておりますが、今回、納期限までにする改正をしております。この改正によりまして、減免の申請期限が7日延長されることとなります。また、新たに減免申請後でも申請できる要件を追加する改正をしております。この要件とは、国民健康保険法第59条の規定によりまして、刑務所などの刑事施設に拘禁されている場合について、例外規定を追加をする改正をしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

おはようございます。

それでは、私から、承認第4号、平成27年度東洋町一般会計補正予算専決第1号についてご説明いたします。今回、事業費の確定などによりまして、平成28年3月31日に専決処分させていただいております。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

光本 孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは承認第5号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、ご説明をいたします。本

予算は、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2880万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1670万千円とするものです。

今回の専決予算の要因としましては、国庫支出金、県支出金療養給付費交付金、共同事業交付金及び医療費の確定に伴いまして一般会計からの繰入金を見直したものです。これにより、2880万円の減額補正となっております。それでは、予算書の8ページをお願いしたいと思います。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

蛭地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方からは、承認第6号、専決処分事項、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、ご説明をいたします。

今回の補正の主な内容は、決算額が確定したことにより、不要額の多い項目について予算額を減額するものでございます。予算書の8ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、議案第32号についてご説明致します。議案関係資料の26ページ、それと、新旧対照条文33ページをご参照下さい。

昨年、旧名留川小学校敷地に災害時に必要となる食糧、生活必需品及び防災資機材などを備蓄し、供給することを目的とした野根地区防災備蓄倉庫が完成をいたしましたので、この本条例に名称、位置、位置というのは住所でございますが、追加をするものでございます。名称は野根地区防災備蓄倉庫、位置は東洋町野根乙495番地でございます。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第33号についてご説明いたします。議案関係資料の27ページ、新旧対照条文34ページ、それと資料で配付しております等級別基準職務表と職務の原則の徹底についてをご参照ください。



まず、配付資料をご覧ください。地方公務員法の改正により、上の表3つの白丸について改正されました。その内、3つ目の白丸には、次のように改正されております。等級別基準職務表には、職員の職務の等級等への分類の基準となるべき職務の内容を定めていなければならないということでございます。これを簡単に申しますと、級別ごとに役職を定めるということでございまして、本町ではすでに定めております。それが新旧対照条文の旧の部分でございまして、また配付資料に戻っていただきますと、しかし、その左下の表、等級別基準職務表のイメージ図でございまして、これをご覧いただきますと、職務の複雑困難などにより同一の課長職であっても、級別に分けるよう指導が県、国もそうなんですけれども、ございました。具体的な例を申し上げますと、その表の7級をご覧ください。その内、課長職については、文言がですね、本庁の困難な職務を行う課長の職として7級に位置づけられております。そして、その下の6級では、本庁の課長の職務として、6級に位置づけられております。このことについて表す意味は、同一の課長職の給与も責任の度合いにより分けるということでございまして、そういう指導がございました。その反面、その逆なんですけれども、同一の課長職、同じ職務とか、複雑とか困難、責任の度合いが同じ課長職であった場合はですね、7級と6級、別々に設けてはならないということでございます。

本町は新旧対照条文の旧をご覧いただきますと、同一の課長職を5級と6級に設けております。これは配布資料の、職務の職務給の原則の徹底の主旨から反しておるということでして、改善するよう県から指導がございましたので、今回5級の課長職を削る改正をしようとするものでございます。この改正によって、5級は課長補佐職、6級は課長職と区分されます。なお、本町ではすでに5級は課長補佐職、6級は課長職としておりますが、緊急な人事異動のタイミング、もしくは昇格基準などにより、一時の間、5級でも課長職となる職員がおりますことから、5級と6級に課長職を設けておりましたが、それでも県の指導により、改善するようということでございましたので、この度改正することにしております。以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

すみません、1つ訂正でございまして。議案関係資料27ページの改正された5級の職務の中に、地域包括支援センター事務局長の職務と入れておりますが、すみません、これは6級の方に入りますので、これは削除になります。消し忘れでございまして。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、議案第34号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第1号についてご説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、私の方から同意第2号についてご説明をいたします。

今回、農業委員の任命にあたりまして、農業委員会等に関する法律第8条第5項に、委員の過半数を認定農業者で占めることが規定をされています。今回、農業委員に選任を予定している認定農業者数は、10人中4人と過半数を割っておりまして、過半数に満たない場合は、同条施行規則第2条第1項の規定による農業委員の定数、本町は10人ですので、その8倍をした数80人を下回る認定農業者総数の場合に適用となります。現在本町では、認定農業者総数は6人でございますので、この規定が適用されます。

このことから、認定農業者に準ずる者を農業委員として任命することについて、議会の同意を求めるものです。準ずる者の内容につきましては、別紙で配布している参考資料をご参照ください。囲いの部分がですね、施行規則の第2条第1項第1号に掲げる準ずる者として、イからヌまでを記載しております。以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終了しました。

日程第12、報告第1号、平成27年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

報告第1号でございます。平成27年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告をいたします。翌年度への繰越額につきましては、2億3362万9千円となっております。なお、内容につきましては別紙東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

日程第13号、委員会報告。総務教育民生常任委員会からの報告を求め

ます。

福島総務教育民生常任委員長。

総務教育民生常任委員長 (福島 登総務教育民生常任委員長)

総務教育民生常任委員会から、4月25日に実施しました、ふるさと納税の取組みと、防災施設の進捗状況の現地調査を議題とした委員会を開催しましたので、その内容をご報告いたします。

まず、ふるさと納税の取組みについては、ふるさと納税を受けた自治体が寄付者に対して特産品や宿泊、旅行などの返礼品を贈呈するふるさとチョイスというインターネットサイトに加入し、6月から本格的に取り組む予定であるとのことでした。この取組みは、6月1日からすでに始まっており、徐々にではありますが、効果が現れていると伺っております。次に、防災施設の進捗状況について現地調査を行ったところ、南海トラフ地震対策として津波避難施設や防災拠点施設などのハード面は着実に進んでおりました。

最後に、資料の委員会総括を朗読し、報告といたします。

委員会総括1、ふるさと納税の取組みについて、ふるさと納税を受けた自治体が寄付者に対して特産品などの返礼品を贈呈するために、ふるさとチョイスサイトへの加入に取り組み始めたばかりの検討段階ではありますが、まずは、海の駅東洋町の産品を活用した地産地消や、特産品の宣伝も含めた取組みを期待をしております。また、将来的には本町の産品を使った加工品作りを地方創生の一環とすることを視野に入れた取組みを希望しております。

2、防災施設の進捗状況についてでございます。津波避難路や、津波避難施設は年々整備が進んでいる状況ですが、防災資機材の購入や食糧備蓄が進んでいない状況もあります。災害後の被災者支援を想定し、完成した防災設備や防災備蓄倉庫を活用した計画的な備品購入と食糧備蓄を求めています。

以上で、総務教育民生常任委員会の活動内容について、報告いたします。

議長 (今宮 裕明議長)

総務教育民生常任委員会からの報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本日14日、本会議散会後から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、17日午前9時から再開したい

と思います。これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでした。

次の本会議は17日、午前9時から議会放送をいたします。

これにて議会放送を終了いたします。

(散会時間:10時22分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員